

## 本日の会議に付した事件

平成25年第1回山元町議会定例会（第5日目）

平成25年3月25日（月）午前10時00分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委発第 1号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書
- 日程第 3 委発第 2号 非核三原則の早期法制化を求める意見書
- 日程第 4 議案第11号 山元町敬老祝金等支給条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第30号 山元町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第31号 山元町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 山元町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第36号 宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更について
- 日程第10 議案第40号 山元町道路線の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成24年度山元町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第12 議案第 8号 山元町鎮魂の日を定める条例（委員長報告）
- 日程第13 議案第 9号 山元町暴力団排除条例（委員長報告）
- 日程第14 議案第12号 山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例（委員長報告）
- 日程第15 議案第13号 山元町指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第16 議案第14号 山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第17 議案第15号 山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第18 議案第16号 山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第19 議案第17号 山元町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第20 議案第18号 山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第21 議案第19号 山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（委員長報告）
- 日程第22 議案第20号 山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（委員長報告）
- 日程第23 議案第21号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第24 議案第47号 平成25年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第25 議案第48号 平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）

- 日程第 2 6 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 0 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 1 請願第 1 号 「磯大壇地区・合戦原赤坂地区への防災集団移転」に関する請願（委員長報告）
- 日程第 3 2 請願第 2 号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願
- 日程第 3 3 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 4 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第 3 5 委員会審査期限の延期の件について

---

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 2 5 年第 1 回山元町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 1 2 4 条の規定によって 9 番岩佐 豊君、1 0 番岩佐 隆君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1. 陳情書の受理

陳情書 1 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2. 委員会提出議案の受理

委員会から議案 2 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 長送付議案の受理

当局から議案等 2 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出

① 各常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書、また各常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

② 各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

5. 議員派遣結果報告書の受理

議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

6. 委員会審査の期限

第 4 次国土利用計画審査特別委員会委員長から、委員会審査期限延期要求書が提出さ

れたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．委発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、意見書案の朗読をもって提案にかえさせていただきますと思います。

まず初めに、県の乳幼児医療制度の拡充を求める意見書、このことについて別紙のとおり、山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

まず、提案理由を読みますのでよろしくお願ひしたいと思います。

現在の県の乳幼児医療制度は助成範囲が狭く、さらなる財政負担のため独自に助成年齢を拡充している市町村も多い。そのため、各自治体の財政負担は増加しており、県内の居住地域の格差も生じている。子育ての世代が安心して子供を産み、育て、また被災して震災で被災された方々の負担軽減以上のことから、子育て支援策として県が一層助成年齢を拡大し、自治体の負担軽減を図られるよう提案するものです。

2枚目の資料の意見書案を朗読したいと思います。

乳幼児医療助成制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省が発表した平成23年の合計特殊出生率は前年と同率の1.39となった。人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城県の平成23年度の合計特殊出生率は前年の1.30から1.25と下降している。少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児医療助成制度は公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。児童期までの年代は病気に起こりやすく、またアトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。また、被災した子供たちは生活環境の激変により心身ともに影響を受けており、安心して受診できる制度が必要です。現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院2歳までの入院、就学前までの対象とし、全国的に見ても最低の4県の中の1つである。全国では2012年10月現在、通院を就学前まで助成する県が26県、それ以上まで助成する県が12県、群馬、東京都、鳥取県は15歳年度末までの助成である。県内市町村の乳幼児または子ども医療助成制度の状況は自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方自治体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災から復旧・復興をめざすにあたり、県の乳幼児医療制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。よっ

て、宮城県におかれては、当面、県により乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

提出先 宮城県知事 村井嘉浩殿

山元町議会

平成25年3月25日 山元町議会議長

提出者 総務民生常任委員会委員長 岩佐 隆

以上です。

---

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）例えば質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから委発第1号県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 委発第2号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。提案資料の朗読をもって意見書の提出にかえさせていただきたいと思います。

非核三原則の早期法制化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

最終面の提案理由をご覧ください。

原爆被爆国である日本は、その悲惨さを痛感しており、大震災での原発事故によりその恐怖を改めて確認した。今こそ核兵器廃絶に向け日本が主導的役割を果たすべきであり、非核三原則の法制化が望まれることから提案するものです。

2ページ目の意見書案の朗読をもって提案にします。

非核三原則の早期法制化を求める意見書案

広島・長崎の原爆被爆から67年がたちました。再び被爆者をつくるなという原爆被爆者の悲痛な願いを初めとして、我が国の非核三原則を国是とする核兵器反対の政策は世界中の国々、国民を動かして幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いでいる。今、

核兵器廃絶を目指す潮流はさらにその流れを強めています。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が核兵器のない世界を追求していくことを明言しました。今こそ、日本は核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきです。そのためにも、非核三原則を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役として明確な意見を示すことができると信じています。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本としての世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、非核三原則の法制化の決断を早期に決断されることを要請します。

平成25年3月25日

提出先 衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

山元町議会

平成25年3月25日 山元町議会議長 阿部 均殿

提出者 総務民生常任委員会委員長 岩佐 隆

以上です。

---

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから委発第2号非核三原則の早期法制化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第11号山元町敬老祝金等支給条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。さきに配布いたしました資料No.4に基づきましてご説明いたします。

本格的な高齢化社会の到来による社会情勢の変化に鑑み、従来の敬老祝金制度を見直し、長寿社会対策基金を活用する新たな高齢者福祉施策の充実を図るため、現行山元町敬老祝金等支給条例を廃止するものです。

1. 制定内容。現行制度を廃止し、新たな高齢者事業の実施による高齢者福祉施策の

充実を図るものです。

2. 施行期日。平成25年4月1日です。

3. 参考といたしまして、長寿社会対策基金を活用する新規施策といたしましては、①新たな敬老祝金及び特別敬老祝金制度です。②高齢者肺炎球菌予防接種事業を行うものでございます。

以上、説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第11号山元町敬老祝金等支給条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第30号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第30号山元町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。配布資料No.23をご覧くださいと思います。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律地域主権一括法による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準等について定めるため提案するものでございます。

1、改正内容でございますが、地域主権一括法の施行等に伴い、条例で定める基準について政令（都市公園法施行令）の規定のとおり定めるものでございます。条例委任対象でございます。政令の規定のとおり定める項目、都市公園の設置に係る基準、公園施設の設置に係る基準、適用除外する項目、町の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園に係る基準。

2の施行期日でございます。平成25年4月1日から施行するものでございます。

3、参考。条例改正の背景につきまして、地域主権一括法の施行に伴うものでございます。

以上、ご説明申し上げます。議案第30号山元町都市公園条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第30号山元町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。議案第31号山元町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。皆様のお手元に配布させていただいております資料No.24の条例改正議案の概要をご覧ください。

東日本大震災による教訓等を踏まえ、防災対策の一層の充実と防災対策の総合的かつ計画的な推進に資するため、社会情勢の変化に対応した必要な委員を選任できるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1選任区分ごとの定数を廃し、委員の定数を40人以内とするもの。2としましては、防災上必要と認める場合、選任区分以外のものを選任できるようにするものでございます。

議案書をおめくりいただき、1ページ目をご覧ください。山元町防災会議条例第3条第5項中の「充てる。」を「充て、その定数は40人以内とする。」に改め、同項第1号中「5人以内」を削り、同項第2号中「8人以内」を削り同項第4号中「その部内」を町に改め「9人以内」を削り、同項第7号中「7人以内」を削り、同項8号中に「その他」及び「6人以内」を削り、同項に次の一号を加えるものでございます。第9号、前各号に掲げるもののほか、町長が防災上必要と認め任命するものとさせていただくものでございます。

今回の条例の一部改正を提案させていただきました部分の新旧対照表を3ページ目につけさせていただきますので、ご参照願います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上、説明を終わらせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。この件については、この前の特別委員会においても町長に直接質疑をしたものでございますけれども、また1点、今回各項目の人数の枠を払って総勢

で40名にするとういう内容のようですが、くれぐれも枠を外した各項目、人数が各項目の人数撤廃になりましたけれども、ある部署にだけ偏らないようにその辺公平な運営をぜひやっていくべきであるとううに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。防災会議の委員構成については、佐藤議員ご指摘のとおり、枠を外すわけでございますけれども、全体のバランスとううもの、これを重視した選任とううふうなことで対応してまいりたいとううふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第31号山元町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第32号、日程第8. 議案第33号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。議案の提案の説明に入る前に、おわび申し上げることがございます。お許し願いたいと思います。

今回、山元町消防団に係る条例の一部改正を議案第32号及び第33号として提案させていただいておるところですが、今回の一部改正の理由として挙げております消防組織法の一部改正が平成18年6月に行われており、この改正にて町条例で引用している関係条項に移動が生じましたが、未改定のままであることが今回判明しました。本来ならば町条例において引用している上位法の条項が改正されたら、速やかに町条例を改正しなければならないことは当然でございます。まことに申しわけありませんでした。

今後、このようなことがないように十分留意して事務に当たってまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。なお、未改正であった期間に町が行った現行条例に基づく消防団員の任命等の効力については、法の解釈について顧問弁護士に照会確認しましたところ、心配はないとのことでございました。

それでは、改めて議案のご説明をさせていただきます。

議案第32号山元町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、皆様のお手元に配布させていただいております資料No.25の条例を改正議案を概要をご覧ください。

消防組織法の一部を改正する法律が交付され、市町村の消防の広域化に理念及び定義



の新設等に伴う条文が追加されたことに伴い、引用している関係条項に移動が生じたため所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、第1条中の第15条第1項を第18条第1項に改めるものでございます。この改正の新旧対照表を3ページ目につけておりますので、ご覧願います。

続きまして、議案第33号山元町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、皆様のお手元に配布させていただいております資料No.26の条例改正議案の概要をご覧願います。

この概要につきましては、議案第32号と同じ内容で改正されるものでございます。内容についてでございますが、第1条中の15条第2項を19条第2項に、第15条の6を第23条に改めるものでございます。

以上、議案の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第32号山元町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第33号山元町非常勤消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、お手元の資料No.29に基づきまして、議案第36号宮城県市町村退職手当組合規約の変更についてをご説明させていただきます。

提案理由の部分に相当することになりますが、宮城県市町村職員退職手当組合規約を

変更することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により提案するものがございます。なお、協議手続に関する法的根拠についてでございますが、3番のその他手続のところをご覧になっていただきたいと存じます。

まず、協議についてでございますけれども、自治法の規定によりまして一部事務組合の規約を変更するときにつきましては、関係地方公共団体との協議が必要になるということでございます。この協議に当たりまして、(2)の議決になるわけでございますけれども、協議に当たりましては、関係地方公共団体議会の議決が必要となるということでございます。なお、関係地方公共団体の関係につきましては、県内33自治体、12市20町1村の議会の議決というようなこととなります。

次に改正内容についてでございます。1番目の改正内容、このところをご覧になっていただきたいと存じます。改正内容につきましては、大きく3項目にわたる改正でございます。具体的には、(1)となりますが、組合の共同処理する事務、第3条の規程でございますが、これの変更というようなことでございます。わかりやすくお話をさせていただきますと、財団法人の設立に関する事務の部分削除するというようなことでございます。2点目でございますが、組合の議会の議員の選挙区の変更というふうなことでございます。これにつきましては、従来8選挙区であったものを5選挙区に整理統合する。選挙区構成自治体につきましても、町及び市、村等に区分をしまして、それぞれの一定割合につき議員を選任をするというようなことの改正でございます。3点目でございますが、退職手当を受けるものの規定でございます。これにつきましては、新たに企業長を設ける、加えるというようなことでございます。これにつきましては、構成団体である宮城県南中核病院の企業団、これに企業長を設置するというようなことになったことに伴う文言の追加というようなことでございます。

次に、2番目の施行期日でございますが、平成25年4月1日からとするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第36号宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10．議案第40号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第40号山元町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料のNo.33にてご説明申し上げます。今回認定する路線は常磐自動車道（仮称）坂元スマートインターチェンジの施工に当たり、連結する道路について道路法第8条第2項の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

認定路線の項目及び内容についてご説明申し上げます。1、路線番号は町道31号。2、路線名坂元インター線。3、起点は坂元字上小山32の1でございます。こちらは料金所側となります。4、終点は坂元字上小山41でございます。こちらは県道角田山元線と接する箇所までとなります。路線の認定の説明図を添付いたしましたので、2枚目の資料をご覧くださいと思います。認定区間の位置につきましては、県道角田山元線、向かって図面右側の部分、赤で着色した認定区間150メートルを計画するものでございます。

以上で、議案第40号山元町道路線の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第40号山元町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第54号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第54号についてご説明させていただきます。議案書をご覧くださいと思います。

平成24年度山元町一般会計補正予算（第11号）でございます。今回の補正の規模でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34億8,300万円を追加してございます。これによりまして、総額が877億5,729万6,000円となったものでございます。あわせまして繰越明許費の追加ということで、繰越明許費の設定も行って

ございます。

それでは、歳出の方からご説明させていただきます。7ページをお開きいただければと思います。

3歳出、第2款総務費第1項総務管理費でございます。財産管理費で補正をしてございます。こちらにつきましては、補正予算の附属説明書の1ページもあわせてご覧いただければと思います。今回25節の積立金といたしまして34億5,800万円、こちらを増額補正してございます。こちらは震災復興基金に予算積立増でございます。津波被災住宅再建支援といたしまして、3月19日に県の方から内示があったものでございます。復興交付金基金ということで、こちらは県から内示されたということで34億円ほど計上してございます。こちらは国の24年度の補正予算、2月26日に国会で成立いたしましたこの補正予算に伴いましてそちらを県で基金化いたしまして町の方でもさらに基金化して積むというものでございます。なお、こちらの基金につきましては、対象者及び対象事業につきまして町長が必要と認めるものという一文が加わりまして、使途がある程度広がったというところでございますが、その使途につきましては今現在検討中というところでございまして、今回は積み立てるというみの予算となっております。

積算根拠につきましては、1ページご覧いただければと思いますが、交付限度額が43億円余りというところで、この8割について平成24年度分として交付になったというところで、残余分につきましては25年度以降の執行状況に応じまして追加交付される予定でございます。これがまず1件目の補正でございます。

続きまして、8款の土木費でございます。道路橋梁費、道路橋梁復興推進費といたしまして2,500万円計上してございます。こちら、附属資料につきましてはおめくりいただきまして2ページをご覧いただければと思います。委託料でございまして、道路ストック総点検業務委託料というところでございます。こちら24年度の国の補正予算が成立いたしまして、その分で内示されたというところでございます。附属説明資料のほうをご覧いただければと思いますが、社会資本整備総合交付金事業、いわゆる社総交の事業でございます。道路ストック総点検事業と申しまして、今現在社会インフラの安全性の確保が求められている。そういう中で国交省の管轄でございます町道上にあります橋梁、道路付属物について点検を行うための経費の業務委託料でございます。ご覧のとおり、橋梁点検について239橋、道路照明灯につきましては13か所、道路標識点検につきましては2か所ということで、こちらは町道上にあるものについて総点検を行うということについて今回内示があったことから、こちらに予算計上ということで2,500万円を計上してございます。

それでは、歳入の方にまいります。6ページをご覧いただければと思います。今申し上げた2件の財源でございます。国庫支出金の国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金につきまして社会資本整備総合交付金、社総交でございます。こちらは1,500万円ということで、事業費の60パーセント、6割が社総交で賄われるというところで、先ほど説明しました道路ストック総点検の業務委託のこちらは補助ということでございます。あわせまして、これも今回の国の補正予算で計上されました地域の元気臨時交付金というものが社総交の裏に当たります。こちらは裏の8割にありまして、800万円ということでこちらにも計上してございます。

続きまして、県の支出金でございます。県補助金の総務費県補助金といたしまして、こちら先ほどご説明いたしました東日本大震災の復興基金交付金ということで、県から津波被災住宅再建支援分といたしまして34億円余り交付になったというところでの歳入計上でございます。続きまして、繰入金でございます。基金繰入金としまして、財調から200万円ほど計上してございます。これは道路ストック総点検業務委託料の地域の元気臨時交付金を充てましたその残額につきましては起債を打てないという指導がございましたので、こちらは一応一般財源で確保しているというものでございます。

以上が歳入歳出でございます。

最後になります。繰越明許費、3ページをお開きいただければと思います。第2表繰越明許費補正、追加でございます。土木費道路橋梁費といたしまして、今申し上げました道路ストック総点検事業、この時点での予算化でございますので、年度をまたぐのは間違いのないということで2,500万円、同額を繰越明許の設定をしております。続きまして11款災害復旧費でございます。農林水産業施設の災害復旧費です。農業用施設の補助の災害復旧事業ということで、4,700万円ほど計上してございます。この内訳でございますが、まず鷺足山崎ため池のこちらは復旧でございます。これは年度内完成を見込んでございましたが、降雪等があったというところで工事が遅れまして、今回年度内完成が難しくなったということから工事請負費及び設計施工管理につきまして3,400万円ほどこちらは繰越明許費を設定するというものでございます。

もう一つ、こちらは県営の災害復旧事業でございます。除塩等を行うものでございますが、こちらについては県が事業を繰り越したというところで、本来であれば先日ご議決いただきました15号補正に乗せるところをエントリー漏れしておりましたので、今回の11号補正の方に改めて計上するというもので、1,394万3,000円を今回計上しているものでございます。

以上になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただいまの課長の方から説明あった内容で、これ何回かお話がある部分でございますけれども、今回基金の関係、87ページです。基金の積み立てという方で歳入も歳出も同じ額なんですけれども、実際に使い道として支出として今までのお話としてまだ具体的に住宅の買い上げの格差是正とかいろいろな部分で対応はしていく、全体の被災者がある程度公平になれるような形でのこれから施策に対応しているというお話なんですけど、具体的にこの基金、80パーセントの基金をどういうふうな形で使っていく、格差是正のために使っていくのか。今まで何件か上げられる部分と、あとこれから対応、また80パーセントの部分で残りの部分20パーセント、その部分でまた交付決定して来るとは思うんですけれども、その辺をどういう形で被災者支援の公平性確保のための事業として考えていくのか。その辺について質問をしたいと思いません。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。基金の使い道なんですけれども、先般もちょっとお話しさせていただきましたが、今回の防災集団移転促進事業、それからがけ地近接等住宅移転事業、こういった部分についてまず遡及制度がきかないというような部分がございます。山元町の場合、そういったまず遡及制度がきかない部分に対しましてこの基金

を充当するというようなことで考えております。

なお、そのほかの使い道につきましては、各県でも今数値的な基準を各市町の方に求めているところがございます、そういった部分で各市町さまざまな取り組みといった部分を県の方と調整しているという状況もございます。そういった部分も含めまして、山元町といたしましてもそういった部分を見ながら被災者の支援に格差が生じないような、そういった制度のあり方をなお検討していきたいとそういうような状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。遡及の話については前々からこの前の議論の中でも出てきておるんですけども、ただ、これからの考え方として町が独自でこの基金を使えるような形、それが本来望ましいとは思んですけども、ただ、議論の中ではなかなか県全体である程度足並みそろえた形の考え方でこの基金を使っていく形になると、そういうお話も聞いたので、独自性とあと被災者支援の別な事業、そして県全体でのある程度整合性とりながらというとき、ちょっと難しいのかなとは思んですけど。その辺、具体的にせつかく基金として43億円、その80パーセント出ているので、この事業の中身というのはきちっと知恵を出しながら考えていく必要があると思うんです。その部分について、今の時点で事業に進む中でどういう考え方があるのかお聞きをしたいと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。今のご質問なんですが、今回の基金につきましては1世帯当たり平均250万円というように一律の配分というようにことについてきているわけでございます。何回も同じような答弁になって申しわけないんですが、まずは山元町といたしましては間違いなくこれまでご説明してきたとおりの支援が受けられるといった部分で、まずそこに金額としては担保したいというふうに思っている部分がまず1点ありますのと、あとはそれプラスアルファの部分につきましては、これは宮城県内のほかの市町などある程度足並みをそろえなければならない部分もございます。例えば、独自の町内に再建するというような部分を特に今回の基金は言っている部分もありますので、そういった部分で例えば山元町内に住まれる方に対してだけ支援をすることといった例えば制度を打ち出したとしますと、そのほかの例えば隣接市町などで町内だけの移転者に対してやる分、それから町外にもやる分といった、そういった制度づくりがありますと、市町村間の不公平感というものが出てくるといった場合もございます。そういった部分になるべく生じないように、隣接市町などとも足並みをそろえて情報の交換などをして県内でも支援格差が余り生じないようなそういった部分での足並みというようにことを考えているところがございますので、ご理解いただければと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的には今課長が言われたようなことで理解するわけですが、ただ、43億円、せつかく積み上げた予算があるのでそれを有効に被災者支援、あるいは格差是正、その中で考えていただくような形で対応していただくということを考えていかないとだめだと思いますので、ただ、問題として今おっしゃったように、課長がおっしゃったように町内に住む方にきちっと出せるような形にさせていただくことと、あとは一步踏み出して隣接市町村と同じ山元町に住んでいた人たちが町外に出ていくということも含めて肩を並べながらきちっと対応できるようなこの予算の範囲内でぜひせつかくでするので考えていくように町長の方で各市町村と連携をとるとそういう、あるいは市町村の動向を聞き取りながら対応するとそういう形の考え方で進んでほしい

と思いますので、町長からお伺いをいたしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回、県の方から予定されている限度額の8割というふうなことでございますけれども、いずれ、県の方からこの43億円を上限としてできるだけ山元町内での被災者の方の支援につながるような形をとってほしいというふうな話もございますので、今岩佐議員から縷々ご心配、ご指摘いただいた点をしっかり踏まえて県全体としても整合性のとれる格差是正につながるようなそういう制度を構築してまいりたいというふうに思います。いずれ、ある程度案がまとまった段階で特別委員会等の場面も活用していただきながらいろいろ議会とご相談させていただきながら最終的な形をまとめていければというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の基金のことについてなんですが、まず附属資料にある今現在基金に積み立てを行っているものと示されていますが、それぞれの額についてお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回の補正予算成立後という前提で申し上げますが、震災復興関係の寄附金でございます。約2億400万円ほどでございます。学校教育関係寄附金は2,300万円ほどでございます。被災地農業復興総合支援事業交付金は、こちらは取り崩しましたので600万円ほどでございます。震災復興基金交付金でございますが、8億円の一部を取り崩してございますので7億3,300万円ほどございまして、こちらに今回34億5,000万円を積み立てるところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、今の事前の説明の中でこの34億円というのも結局その目的基金といいますか、目的ある何にでも使えるという金ではないんですよね。それと8億円をまぜるとわけわからなくなる。その都度明確に示していただければあれなんですけれども、何でせつかくこういう基金もう分けてしまったんだから、一応今言ったのは一つの基金にまとまっているんだ。そして、総計が76億円というふうに受け止めていいのか。その辺、今言ったのも結局は目的なんだから、ほかに使えないわけだ。その辺、もう少し明確にしてもらわないと段々この数字で合計額にあると思っても結局は目的化されているもので、本来のもっとほかに狭間といいますかそういうところに支援制度のないところに使いたいということなんです、その辺が真ん中わからなくなってくる。あと、その8億円についてもいつまでもため込んでおく必要ないのではないかと。例えばここに来てどんどん緩和されてきているわけですから、いろいろな方面の基金、国からの今まで考えていたところを町でやらなければならぬと考えていたところが、国からの基金が入ってきて財源が入ってきてそういうことでも対応できている。いつまでたってもこの8億円というのは残っている。その辺の有効活用というのを進めていかなければならない。例えて言えばなかなか町長首を縦に振らないんですけれども、医療費負担減免継続、そのために5,000万円から6,000万円。逆に言うとそれがあれば山元町としては減免措置の継続が図れる。そういう使い方、考え方も当然もう2年間何も使っていないんです。この8億円というのは何も若干使って7億円とさっき言ったけれども、今利息幾らもないんだから。そういうこの基金の活用、有効な活用といいますのも被災者を見た活用を進めていかなければならないというふうに考えるんですが、町長はいかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この基金の運用、使用ということにつきましては、先ほど担当

課長の方からご説明したような性質なり目的別にきっちり会計区分をしながら、整理をしながら執行しておるといふようなことで、まずご理解をいただければというふうに思っています。

それから震災復興基金交付金そのものについては、この震災復興基金、これは被災者の住宅再建を中心とした基金というふうなことの趣旨を踏まえた中での執行というふうなことでやっていかなければならないのかというふうに考えているところでございます。いずれ、遠藤議員ご心配のようなことのないような形で本来の趣旨目的に沿ってしっかりと執行をしていくように、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなかすっきりとした形で伝わってこなかったんですけども、これは有効に2年間も3年間ももう3年なっているんですから8億円たまってから、ためてから、その辺の有効な活用、今何回も言うようです。被災者はうんと困っているんですから、その辺に有効に使っていただきたいというのは使うべきだということを指摘しまして、次にストックのほうです。道路ストック、この点検、これ点検だけですよ。点検した後の予定計画というものはあるのかお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本事業で点検業務を行いまして、橋梁の老朽化等の優先順位を定め、今後さらに橋梁のかけかえ等の改修工事を進める予定でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その際の財源確保といいますか財源はどのようになるんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今後の整備につきましても、社会資本整備総合交付金等の国庫補助事業を活用してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。道路ストックの総点検の3番目、道路標識点検2か所、これ確認しますけれども、県港湾委員会で立てているあの標識ですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。こちらは町独自で建設した標識になります。

8番（佐藤智之君）はい、議長。2か所では大分少ないと思いましたがけれども、町独自の標識であればある程度わかりますけれども、これは県港湾委員会で立てた標識、その辺の働きかけは町としてもできるわけですよ。それ確認なんですけれども。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。県港湾委員会で設置した標識等につきましても、道路パトロール等を行いその設置状況につきまして危険、あるいは何かふぐあい等があればご連絡をとり、修正していただくよう進めてまいりたいと考えております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。町独自の標識もちろん大事ですけども、特に被災を受けた浜通りを中心に町道中心に一時停止のストップが津波で流されてそのまま放置されたままになっていますので、ぜひ県の港湾委員会の方へその辺の働きかけを強烈にやっていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のこの社会資本整備総合交付金事業による道路ストックの総点検事業、これはそれぞれの道路管理者の中で適切に執行されるべきものだというふうに理解しておりますので、県道であれば県の方なりでしっかりとご指摘の津波の被災状況を踏まえた道路標識の点検をしてくださるのが基本的な対応だというふうに理解するところでございますけれども、なお、町としても県の方と連携をとりながら必要な、町として認識している部分の標識、これをだめ押ししながら港湾委員会等にも対応してもらおうように連携をとってまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第54号平成24年度山元町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

この際、暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第8号を議題とします。

本件は、3月4日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。お手元に配布の資料の朗読をもって審査結果の報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会は、平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告をします。

記

事件の番号、件名、審査の結果に順に読み上げたいと思います。

議案第8号山元町鎮魂の日を定める条例。原案可決すべきもの。平成25年3月22日山元町議会議長阿部 均殿。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第8号山元町鎮魂の日を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13．議案第9号を議題とします。

本件は、3月4日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。お手元に配布の資料の朗読をもって審査の結果の報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会は平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

議案第9号山元町暴力団排除条例。原案可決すべきもの。平成25年3月22日、山元町議会議長阿部 均殿。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第9号山元町暴力団排除条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第14．議案第12号を議題とします。

本案は3月4日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。お手元に配布の資料の朗読をもって、審査の報告とさせていただきます。若干、経過の報告もさせていただきたいと思っております。

本委員会は、平成25年3月4日に付託された事件を、審査の結果次のとおり決定したので、山元町議会会議規則76条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げたいと思います。議案第12号山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例、修正可決すべきもの。

若干、内容についてご説明を申し上げます。審査内容については、この条例の考え方にあります多年にわたり社会に貢献した功績をたたえ、長寿の祝の節目に敬老の意を表するとともに、敬老思想の向上を図ることを目的としております。今回の提案では今まで敬老祝金条例による支給の財政支出は約1,200万円であったものが330万円の総額で880万円の減少となります。2年前の震災の中で高齢者の皆様の中でも被災されてこの敬老祝金も必要とされる人々もたくさんいると思われまます。また、財政上長寿社会対策金が少なくなるとはいえ、24年度末見込みで4,978万1,000円あり、被災者の中で高齢者の皆様はまだ仮設住宅で暮らしたり県の借り上げアパートで暮らしたりして自立できなくなっている皆さんもたくさんいる現状にございます。このことから見ても、これからの3年間は条例にうたわれている条例の額を年齢の幅をできるだけ広げ、総額の金額を増額させて附則の第3項に震災による特別措置として25年から27年まで今回の議会に提案されたものを修正して条例の中で経過措置の修正する案でございます。

あと、資料を皆様ご覧になっていただきたいと思います。金額については敬老祝金について別資料を見ていただくとおわかりのように、資料の中段で示しております金額を祝金として77歳、3,000円を5,000円に引き上げて、88歳については6,000円から1万円に引き上げて、90歳から98歳まで、これを条例になかったものを特別支給、101歳から105歳までとする案です。77歳、88歳、99歳、100歳については条例案のとおりとします。また、この条例の中での附則で3項を設けて敬老祝金条例の附則に3項を追記する案の条例を加えて金額を修正するものでございます。

今説明をした内容がただいまから読み上げます別紙の中で謳われている内容でございます。山元町敬老祝金及び敬老祝金特別支給条例の附則に次の1項を加える。(平成25年から27年度における特例)附則の第3項に平成25年度から27年度における敬老祝金及び敬老祝金の支給対象者及び支給額について、本則第2条第1項中満77歳または満88歳とあるのは満77歳、満88歳及び満90歳から満98歳と本則第2条第2号中満99歳または満100歳とあるのを満99歳以上のものと読みかえるものとし、読みかえによる支給対象となる満90歳から満98歳のもの、祝金の額を1万円とし、満101歳以上のものの特別祝金の額は3万円とする修正案でございます。

皆様方にはご理解いただきながら、ご賛同いただけるようお願いを申し上げます。以上です。

---

議長(阿部 均君) これから委員長に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから討論を行います。討論は山元町議会先例88番によって、原案賛成

者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論賛成の討論、原案の賛成の討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）次に、原案に対する原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）原案に反対の討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）修正案に賛成の討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第12号山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例を採決します。

本案に対する委員長報告は修正可決すべきものです。まず、委員長報告の修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15．議案第13号、日程第16．議案第14号、日程第17．議案第15号を一括議題とします。

本案は、3月4日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、今お話しのように議案第13号、第14号、第15号を一括により報告をさせていただきたいと思います。報告につきましては、お手元に配布の資料の朗読をもって審査の結果の報告とさせていただきたいと思います。

本委員会は、委員会報告書、本委員会は平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をします。

事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げたいと思います。議案第13号山元町

指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準等を定める条例、原案可決すべきもの。議案第14号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、原案可決すべきもの。議案第15号山元町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、原案可決すべきもの。

平成25年3月22日、山元町議会議長阿部 均殿。総務民生常任委員会委員長岩佐隆。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第13号山元町指定地域密着型サービス事業の事業者の指定に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第14号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第15号山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18、議案第16号、日程第19、議案第17号、日程第20、議案第18号を一括議題とします。

本案は3月4日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。産建常任委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、お手元に配布しております委員会審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会は平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順で朗読します。議案第16号山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例、原案可決すべきもの。議案第17号山元町高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例、原案可決すべきもの。議案第18号山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、原案可決すべきもの。平成25年3月22日、山元町議会議長阿部 均殿。産建教育常任委員会委員長齋藤慶治。以上であります。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第17号山元町高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第18号山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第21、議案第19号、日程第22、議案第20号を一括議題とします。

本案は3月4日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。産建教育委員会常任委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、委員会審査報告書の朗読をもって報告とします。

委員会審査報告書。本委員会は平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順で朗読いたします。

議案第19号山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。審査の結果は原案可決すべきものであります。

議案第20号山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例。審査の結果は原案可決すべきものであります。

平成25年3月22日山元町議会議長阿部 均殿。産建教育常任委員会委員長齋藤慶治。以上であります。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第19号山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者技術管理者の資格基準等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第20号山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時30分といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第23. 議案第21号を議題とします。

本件は3月4日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。お手元に配布の資料の朗読と、あと審査の経緯の内容をもって報告とさせていただきたいと思えます。

委員会報告書。本委員会は平成25年3月4日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をします。

審査においての内容について、若干説明をしたいと思います。国保税の税率の改正の方向、これにつきましては当委員会で何回か調査させていただいた中で、基金残高が24年度末で3億2,200万円、3年後の27年度末残高が3億6,000万円と試算して、この基金を活用して3か年の取り崩しを図るべきであろうとそういう形で委員会で執行部のほうに申し入れをした経緯がございます。その中で、執行部の方でも税率改正をこの基金からその原資に充てるとそういった活用方法を考えながら、考え方として積み増しとなった基金分を活用して引き下げを行う。その中で活用する金額については過去3年間の医療費給付等の平均の15パーセントを基準としています。25年度からの一定期間については、不測の事態を想定して支払い義務額の1か月分程度を確保することとして、27年度末で基金残高を1億4,200万円と試算しておるところです。

今回の引き下げにつきましては、現在予定されている基金保有高の3億6,000万円から3年間で2億1,000万円の基金活用を見込んで年間で7,100万円ずつ投入して今回の税率改正、7パーセントから8パーセントに引き下げをするということで考えられたものでございます。ただ、7,000万円の約7,100万円の投入した基金の中で3,900万円しか減額にできない状況で、非常に税率の引き下げについては大変評価できますが、決算余剰金の推移から見て引き下げ等に要する基金残高の試算に



はまだ検討する余地が残されておるということで、今後保有額の確認をしながら増加があれば計画的な引き下げも考えていってほしいということで、一応委員会の審査の中ではお話がまとまった経緯がございます。

それで、今度は中身です。事件、そして件名、審査の結果について読み上げます。審査の結果については、附帯意見をつけております。議案第21号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例、附帯意見をつけて原案可決すべきもの。附帯意見、議案21号山元町国民健康保険税の一部を改正する条例について、基金推移を見ながら計画期間内であっても税率改正を図るべきである。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第21号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第24．議案第47号から日程第30．議案第53号までの7件を一括議題とします。

議案第47号から議案第53号までにつきましては、3月12日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、予算審査特別委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、お手元に配布している資料の報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

予算審査特別委員会審査報告書。議案第47号平成25年度山元町一般会計予算、議案第48号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第49号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第50号平成25年度山元町介護保険特別会計予算、議案第51号平成25年度互理地域介護認定審査会特別会計予算、議案第52号平成25年度山元町水道事業会計予算、議案第53号平成25年度山元町下水道事業会計予算、本委員会は平成25年3月12日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1. 特に留意すべき意見。議案第47号平成25年度山元町一般会計予算について、復興関連予算は執行に遅れないように万全の体制で取り組むべきである。

第2点目として、議案第48号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について、医療費一部負担金免除の継続についてはあらゆる方策を講ずべきである。

以上であります。

平成25年3月21日、山元町議会議長阿部 均殿。

予算審査特別委員会委員長 齋藤慶治。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから議案第47号平成25年度山元町一般会計予算について、討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第47号平成25年度山元町一般会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第48号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第48号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第49号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第49号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第50号平成25年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第50号平成25年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成25年度互理地域会議認定審査会特別会計予算について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成25年度互理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第52号平成25年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第53号平成25年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第53号平成25年度山元町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第31. 請願第1号を議題とします。

本請願は3月4日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

委員長（齋藤慶治君）はい、議長。請願審査の資料の朗読をもって報告にさせていただきます。

請願審査報告書。本委員会は平成25年3月4日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

記

請願第1号。件名、磯大壇地区・合戦原赤坂地区への防災集団移転に関する請願。審査の結果、採択すべきもの。意見として妥当である。措置として町長に送付します。

以上であります。若干審査の内容について触れたいと思います。3月6日、請願提出者である星 新一氏、嶋田博美氏より請願の内容を説明を受けました。請願の要旨としては、みんなが地元山元町を愛している。ぜひ山元町で暮らしたい。2番目として、農業、漁業の職を持っている方が多いので、仕事上職住が近くにあることが生活者にとって最大の利便性がある。第3点としてはこの案件は去年平成24年7月から町当局と何回となく折衝をしている。ただ、いまだにその方向性、判断が示されない現状においては震災2年が経過した中で一刻も早く町の方針を示してほしい。その3点が大きな内容でありました。

委員会としては、その内容、趣旨含めて意見は妥当ということで全会一致で委員会として採択しました。以上で審査の内容になります。

3月25日、3月6日、山元町議会議長阿部 均殿。

産建教育常任委員会委員長 齋藤慶治。

以上であります。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから請願第1号磯大壇地区・合戦原赤坂地区への防災集団移転に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第32. 請願第2号乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願を議題とします。

本請願は3月4日に、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、本請願は請願の趣旨を委員会発議による意見書として本日の議会に上程し可決しております。よって、請願第2号は採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されたものとみなすことに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第33. 同意第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

まず初めに、裏面をお開き願います。提案理由でございますが、震災前後の2年半にわたり多事多難な町政運営に多大なご尽力をいただいた平間副町長が今月末をもって宮城県に復帰することになりましたので、大震災からの1日も早い復興再生に向けこの難局を乗り越えるため、後任者として仙台市在住の宮城県職員門脇克行氏が適任と考え、選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

参考資料といたしまして、次ページに選任しようとするものの略歴書をおつけしておりますのでご覧いただきたいと思います。門脇氏は昭和37年生まれの50歳、昭和61年に宮城県採用となり、石巻地方県事務所税務部を振り出しにこれまで企画部、産業経済部、総務部、出納局、教育庁などの勤務を経て、現在経済商工観光部の経営支援課副参事兼総括課長補佐の立場にあります。幅広い行政経験を通じて県勢発展に貢献されており、人望も厚く、山元町の復興課題に対応する豊富な経験と知識を有する方です。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第 1 号副町長の選任につき同意を求めることについて採決します。この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員数は 1 3 名であります。

次に立会人を指名します。山元町議会会議規則第 3 1 条第 2 項の規定によって、1 0 番岩佐 隆君及び 1 1 番伊藤隆幸君を指名します。

---

投票用紙を配布します。念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は山元町議会会議規則第 8 3 条の規定により「否」と見なします。

〔投票用紙配布〕

議長（阿部 均君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

---

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（阿部 均君）異常なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順次投票を願います。点呼を命じます。

事務局長（渡辺秀哉君）呼び上げます。

1 番 青 田 和 夫 君	2 番 岩 佐 哲 也 君
3 番 渡 邊 計 君	4 番 菊 地 八 朗 君
5 番 竹 内 和 彦 君	6 番 遠 藤 龍 之 君
7 番 齋 藤 慶 治 君	8 番 佐 藤 智 之 君
9 番 岩 佐 豊 君	1 0 番 岩 佐 隆 君
1 1 番 伊 藤 隆 幸 君	1 2 番 佐 山 富 崇 君
1 3 番 後 藤 正 幸 君	

議長（阿部 均君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

---

議長（阿部 均君）開票を行います。開票立会人、10番岩佐 隆君及び11番伊藤隆幸君の立会いを願います。

〔開 票〕

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち 賛成10票

反対 3票

以上のとおり、賛成が多数です。よって、同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

議長（阿部 均君）日程第34. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第35. 第4次国土利用計画審査特別委員会に付託中の議案第35号について審査期限の延長の件を議題とします。

第4次国土利用計画審査特別委員会に付託中の議案第35号については、3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけておりましたが、同委員長から山元町議会会議規則第45条第2条の規定によって平成25年第2回山元町議会定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第35号の審査期限を委員長の要求のとおり平成25年第2回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第1回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時05分 閉 会

---

---

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_